

くまもと電子申請窓口「よろず申請本舗」 「電子申請受付の一時休止」について

くまもと電子申請窓口「よろず申請本舗」は、新システムに移行（リニューアル）することにともない、現在のシステムでの電子申請受付は、平成23年2月28日（月）23時59分で終了します。なお、申請状況の照会は、平成23年3月31日（木）17時まで可能です。

平成23年4月25日（月）の新システム公開まで、電子申請受付を一時休止することとなり、ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

なお、電子申請の受付休止期間中も、紙による申請は可能です。

※詳細は「よろず申請本舗」をご覧ください。

よろず申請本舗

検索

<http://www.shinseihonpo.kumamoto-idc.pref.kumamoto.jp/>

■お問い合わせ先 総務課企画係（内線205）

法律問題Q & A — 土地の境界 —

Q 自宅の土地と隣の家の敷地との境界があいまいになっています。どうすればよいですか。

A 「境界」には、登記上の土地の区分である「公法上の境界」（筆界（ひっかい）とも呼ばれます）と、所有権の範囲の区分である「私法上の境界」があります。

公法上の境界の正確な位置がわからなくなっている場合は、法務局に筆界特定の申請をするか、裁判所に境界確定の訴えを提起することが必要です。

私法上の境界については、関係する土地の所有者全員が合意すれば、自由にその位置を決めることができます。私法上の境界と公法上の境界は通常は一致させますが、異なる位置に設定することも可能です。なお、話し合いで新たに私法上の境界を定めることについて合意したときは、全員で「境界確認書」などの書面を作成し、



この際には、専門家に作成してもらった測量図を添付して、現地に境界標を設置します。

私法上の境界があいまいになっている場合に、話し合いで解決することが困難なときは、裁判所の民事調停や民間団体が行うあっせん、仲裁などの手続を利用する方法もあります。それでも解決しないときは、所有権の範囲を確認する訴えを提起し、裁判で争うことになります。

法テラス高森法律事務所